

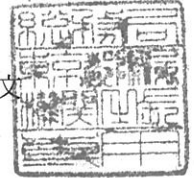


令和4年9月30日

東京都知事 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 新美 育文



東京都情報公開条例第39条の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年7月26日付4主総総第473号により、当審議会に対して諮問された「地方税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

別紙

「地方税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」 について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「地方税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）（以下「本評価書案」という。）」について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

当該事務についてはこれまで、事務ごとに分けて特定個人情報保護評価を実施してきたところ、次期税務基幹システムが事務を横断したシステム構成となるため、賦課徴収に関する事務全般について、一括して特定個人情報保護評価を実施することとなった。

本評価書案で評価される事務の内訳は、別表に記載のとおりである。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置をおおむね講じていると認められる。

その上で、なお留意が必要な事項等について、次のとおり意見する。

1 委託の取扱いについて

- (1) 委託先及び再委託先への管理監督は適正であることが確認できた。
- (2) 当該事務が大規模な業務・システムであることに鑑みると、委託・再委託は、当該事務において必要性が高いと考えられる。一方、当該事務で取り扱う情報の性質に照らし、その取扱いには特段の配慮を要することから、委託・再委託はリスクが高まる要素でもあることを踏まえた対応が必要となる。

また、他の自治体において、無断での再委託や再委託による作業の際に漏えい事案等が発生していることから、納税者の不安を払拭するためにも、引き続き厳格かつ的確な管理監督に努めること。

- (3) 不動産取得税等の情報処理業務委託においては、委託先従事者が税務総合支援システム（以下「税務システム」という。）の端末を使用し、入力作業を行うこととなるが、委託先従事者の使用するユーザIDの設定に際しては、委託業務を行う上での必要最小限の権限のみ付与し、当該IDを使用する期間のみ有効とする等、委託先のリスクを軽減させるための措置を講じている。引き続きアクセス権限の打鍵テストを行い、権限設定を確実に行うなど、適正な一元管理に努めること。
- (4) 都税事務所では、執務スペースの一部を委託先に貸与し、業務を一部委託しているが、委託先従事者の作業場所への私物の持込みの禁止や委託先従事者が税務システムを使用する際、必要最小限の閲覧権限のみ付与するなど、適切な安全管理措置を講じている。引き続き委託先の厳格な管理監督に努めること。
- (5) 自動車税賦課事務では、税務システムへ申告データを取り込むに当たって、外部記録媒体を使用し、委託業者が用意する場所にて取り込み作業を行っている。また、滞納整理事務では、納税憑や催告書送付等の業務を委託業者の用意する場所にて行っている。委託先におけるリスク対策として、作業場所である運用拠点への入室に際しては、ICカード及び静脈認証を必要とし、許可のない情報処理機器類の持込みを禁止する等、厳重な安全管理措置を講じている。引き続き委託先に対して実地調査を行うなど、厳格な管理監督に努めること。
- (6) 各都税事務所等から本庁舎への依頼文書等の送付については、集配業務委託を行っているが、依頼文書等の引渡し作業には都職員が立ち会っており、確認票等により管理を徹底する等の安全管理措置を講じている。集配先が各都税事務所等、多岐に渡ることや日々大量の文書の集配を行っていることを踏まえ、引き続き委託先の厳格な管理監督に努めること。
- (7) 都税事務所等で保管されている文書等については、主税局独自で運搬・溶解処理委託を行っているが、廃棄文書の運搬車両に都職員が同乗することや、溶解場所に搬入した廃棄文書は、他の場所に一時保管することなく直ちに溶解処理を開始し、その日のうちに処理を終えること等、適切に安全管理措置が講じられている。引き続き運搬・溶解処理における適正な管理監督に努めること。

2 データの外部出力について

東京共同電子申請・届出サービスの申請情報等は、一度紙媒体に出力し、入力作業により税務システムに登録している。紙媒体への出力は、紛失・漏えいを引き起こす可能性が高いプロセスであることから、引き続き、枚数確

認の徹底や作業記録の報告など、紙媒体の保管・取扱いについての厳格な運用管理に努めること。

3 市町村からの情報取得について

不動産取得税の賦課事務では、不動産の所有権移転を把握するために、不動産登記等の情報を通知書として各市町村から入手している。通知書の入手に当たっては、都税事務所の職員が庁有車を使用し、各市町村に赴き入手しているが、受け取った通知書は鞆に収納し、帰庁するまで常時携帯することや、受け取り後、速やかに帰庁し内容を確認する等、紛失・盗難防止策を適切に行っている。引き続き各市町村からの通知書受取体制について厳格な運用管理に努めること。

4 アクセス権限の管理について

当該事務において使用する全てのシステムに係るアクセス権限について、詳細かつ適正に管理されていることが確認された。委託先に対するID付与においても、委託業務内容に応じ、個人番号にアクセスできない権限を設定するといった適正なアクセス制限を行っていることが確認できた。引き続き、税制改正に伴うシステム改修や組織改正等への変更に対するアクセス権限の更新を確実に実施し、適正な一元管理に努めること。

5 操作履歴データの管理について

税務システムでは、端末使用における操作時間や操作内容等の操作履歴を全て記録しており、データベースに関しては、いつどの情報にアクセスし、抽出したかについて確認することができる仕様となっている。さらに、操作履歴データはアクセス制御により改ざんや削除ができないように安全管理措置が講じられている。引き続き定期的に操作履歴を確認するなど、適正な一元管理に努めるとともに、リスク対策として有効な分析手法の検証に努めること。

6 システムの脆弱性情報の管理について

当該事務においては、過去、委託先のシステムに対してソフトウェアの脆弱性に起因する第三者による不正アクセスを受けていることから、委託先は当該システム全体の安全性を総点検し、サーバ監視体制の強化を実施する等、セキュリティ体制を強化している。引き続き、日々公表されているシステムに係る脆弱性情報への迅速な対応を確実に実施するなど、リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、委託先の厳格な管理監督に努めるこ

と。

7 将来的な個人番号の利用について

課税の基礎となる東京法務局からの登記通知は、現時点においては、個人番号を含まない情報であるが、今後、利用拡大に伴い個人番号を東京法務局から入手することとなった際には、委託に係る安全管理も含め業務に大きな変更が生じ、リスク分析及びその措置の見直しが必要となる点に留意し、今後とも個人番号の取扱いについて継続的な検討に努めること。

8 特定個人情報の正確性担保について

課税事務の適正や納税者のプライバシー保護のためには、本人確認用データ及び税務システムに登録された情報の正確性担保が重要であることから、情報連携の拡大を踏まえ、真正性確認のあり方について引き続き検証に努めること。

9 規程遵守の徹底について

当該事務に係る取扱規程や使用簿といった様式等が、適切に整備されていることを確認した。今後更に本格化する情報連携等に当たり、取得可能な特定個人情報の範囲の拡大等の動向も踏まえ、これらの規程等を遵守し、安全管理の徹底に努めること。

10 評価書の活用等について

当該事務の開始までには期間があるため、現時点で委託先やネットワーク構成の詳細等、未確定の事項があることは首肯できる。事務開始までに実施することとなる再評価の際、今回作成した評価書を適切に更新できるよう、具体的な手順や体制について検討を進めること。

また、評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

特に、情報連携等における特定個人情報の取扱いは、もっぱら内部的な処理であることを踏まえ、システムフロー図等を活用し、都民にとってよりの確で分かりやすい説明を行っていくよう努めること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
令和4年7月26日	諮問

令和4年8月4日から 同月9日まで	本評価書案概要説明・審議 (第61回特定個人情報保護評価部会)
令和4年9月12日	審議(第62回特定個人情報保護評価部会)
令和4年9月30日	「地方税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、徳本 広孝、宮内 宏

【別表】

項番	事務名
1	あて名管理事務
2	個人事業税賦課事務
3	不動産取得税賦課事務
4	自動車税賦課事務
5	固定資産税・都市計画税(土地・家屋)賦課事務
6	固定資産税(償却資産)賦課事務
7	事業所税賦課事務
8	都民税三割賦課事務
9	軽油引取税賦課事務
10	諸税賦課事務
11	収入管理事務
12	滞納整理事務
13	情報連携事務